個人情報保護に係る特記事項

（秘密保持等）

第１条　乙及び乙の従業員は、この契約による業務に関し知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならない。

２　乙及び乙の従業員は、この契約による業務において取り扱う個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を正当な理由がないのに第三者に提供してはならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（罰則の適用）

第２条　乙及び乙の従業員は、前条の定めに違反して個人情報の内容を提供する行為等が個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に定められている受託者の義務に違反するものであり、懲役又は罰金に処せられる行為に該当するものであることを十分認識し、委託業務を処理しなければならない。

２　乙は、乙の従業員に対し、前項の規定内容を周知しなければならない。第４条ただし書による再委託の場合における当該第三者に対しても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第３条　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の基本的人権を侵害することのないよう努めなければならない。

（再委託の禁止）

第４条　乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第５条　乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された資料等又は収集した個人情報を甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

（返還、廃棄又は消去）

第６条　乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

３　乙は、パソコン等に記録された第１項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

４　乙は、第１項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

５　乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故報告義務）

第７条　乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された資料等又は収集した個人情報の漏えい、毀損又は滅失があった場合は、直ちに甲に報告しなければならない。この場合の処置について、乙は、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第８条　甲は、乙がこの契約条項に違反し、甲に損害が発生した場合、その損害賠償を請求することができる。

（実地検査等）

第９条　甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、前各条の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため、少なくとも１年に１回以上、乙の作業場所を実地検査するものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、実地検査を行うことが困難であると認められる場合は、乙に報告書の提出を求め、これをもって実地検査に代えることができる。